

令和元年度 第1回京都府入札制度等検討委員会 次 第

日時:令和元年8月26日(月)

午後3時～午後4時半

場所:ルビノ京都堀川 朱雀

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

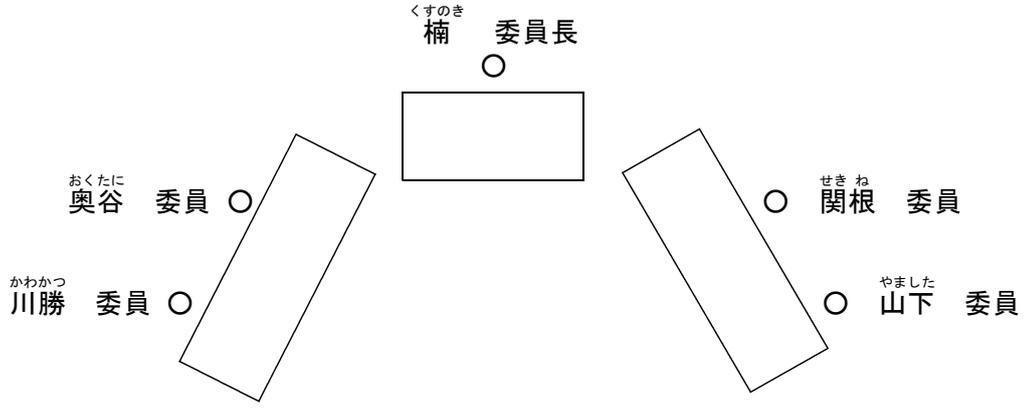
(1)平成30年度入札実施状況等について (資料1)

(2)入札契約制度等を取り巻く社会環境の変化について (資料2)

4 閉 会

令和元年度第1回京都府入札制度等検討委員会 座席図

日時：令和元年8月26日(月)
場所：ルビノ京都堀川 朱雀



(事 務 局) 1 列目

○ 小松主幹
○ 堀本担当課長
○ 関西理事
○ 佃副部長
○ 浅野課長
○ 西村担当課長

(事 務 局) 2 列目

○ ○ ○ ○ ○ ○

一 般 傍 聴 席 3 列目

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

記
者
席

出入口

京都府入札制度等検討委員会

委員名簿

平成31年4月現在

役職	委員名	現職	摘要
委員長	くすのき しげき 楠 茂樹	上智大学法科大学院教授	
委員	おくたに きょうこ 奥谷 恭子	公認会計士	
	かわかつ たけし 川 勝 健志	京都府立大学公共政策学部教授	
	せきね えいじ 関根 英爾	ジャーナリスト（元京都新聞論説委員）	
	やました のぶこ 山下 信子	弁護士	

任期：平成29年10月13日～平成31年10月12日

（敬称略、委員は五十音順）

3. (1)平成 30 年度入札実施状況等について

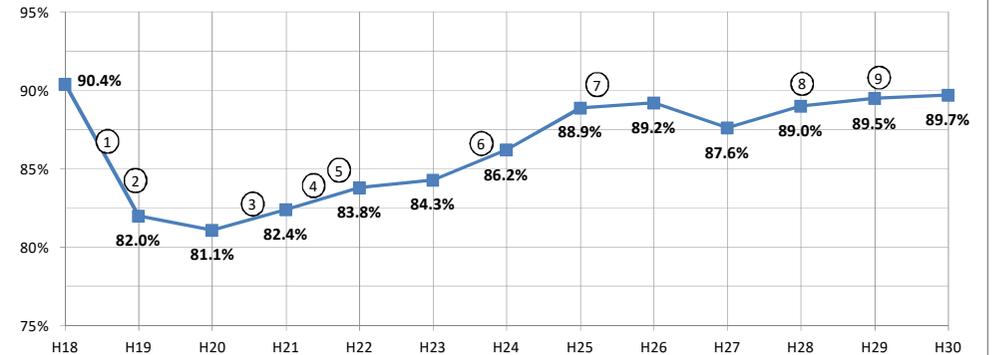
- ① 建設工事の入札状況の推移……………P1
- ② 予定価格の事後公表の試行状況……………P2
- ③ 入札の状況分析…………… P3
- ④ 測量等業務委託に係る最低制限価格設定後の入札状況……………P5
- ⑤ 発注類型別一覧表……………P6
- ⑥ 公契約大綱に係る元請下請関係適正化実施状況調査結果……………P7

建設工事の入札状況の推移

契約件数・平均落札率・平均参加者数 及び くじ引き・失格発生状況(競争入札に付した予定価格が250万円超の建設工事が対象(同期間内に契約したもの:紙入札を含む))

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (4~7月)	30年度 (8~11月)	30年度 (12~3月)	30年度
契約件数	1,842	1,625	1,564	1,706	1,487	1,316	1,307	1,530	1,329	1,237	1,197	1,084	273	405	517	1,195
平均落札率	90.4%	82.0%	81.1%	82.4%	83.8%	84.3%	86.2%	88.9%	89.2%	87.6%	89.0%	89.5%	89.2%	90.5%	89.5%	89.7%
平均参加業者数	10.0	14.3	15.3	15.6	16.8	17.2	15.1	11.3	10.5	13.0	15.1	14.3	11.0	11.2	11.7	11.4
不調・不落発生件数 (発生率)	- -	- -	- -	- -	- -	- -	9 (0.7%)	64 (4.2%)	52 (3.9%)	5 (0.4%)	10 (0.8%)	11 (1.0%)	1 (0.4%)	24 (5.9%)	17 (3.3%)	42 (3.5%)
くじ引き発生件数 (発生率)	23 (1.2%)	79 (4.9%)	167 (10.7%)	399 (23.4%)	466 (31.3%)	228 (17.3%)	158 (12.1%)	125 (8.2%)	118 (8.9%)	216 (17.5%)	406 (33.9%)	647 (59.7%)	143 (52.4%)	200 (49.4%)	300 (58.0%)	643 (53.8%)
失格発生件数 (発生率)	123 (6.7%)	554 (34.1%)	690 (44.1%)	1,042 (61.1%)	970 (65.2%)	943 (71.7%)	882 (67.5%)	893 (58.4%)	754 (56.7%)	801 (64.8%)	834 (69.7%)	548 (50.6%)	104 (38.1%)	133 (32.8%)	152 (29.4%)	389 (32.6%)
全者失格件数 (発生率)	- -	- -	- -	- -	- -	3 (0.2%)	13 (1.5%)	25 (2.7%)	24 (3.2%)	10 (0.8%)	11 (0.9%)	10 (0.9%)	1 (0.4%)	8 (2.0%)	3 (0.6%)	12 (1.0%)
公契約大綱に基づくダンピング対策等	①「京都市公共調達の改善の骨子(中間報告)」に基づく入札制度改革 H19.3		③最低制限価格等の見直し H20.12	④最低制限価格設定対象工事の拡大 H21.7 ⑤最低制限価格等の見直し H22.1		⑥最低制限価格等の見直し H23.12		⑦最低制限価格等の見直し H25.5		※下線部については、諸経費率改定の影響	⑧最低制限価格等の見直し H28.4	⑨最低制限価格等の見直し H29.4				

平均落札率の推移



予定価格の事後公表の試行状況について

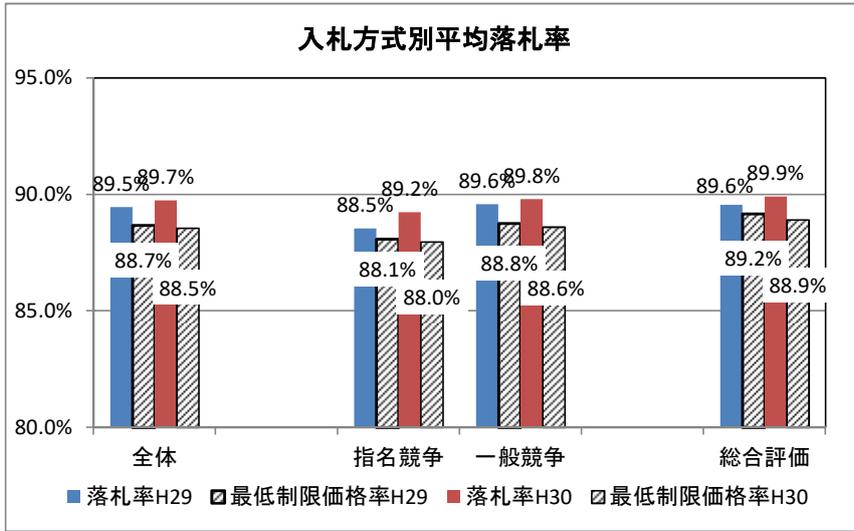
	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	事前公表	事後公表	事前公表	事後公表	事前公表	事後公表
件数	902	295	812	272	862	333
平均落札率	88.8%	89.6%	89.0%	90.7%	89.3%	90.8%
平均参加者数	14.7	16.2	14.7	12.8	11.8	10.3
くじ発生率	39.1%	18.0%	70.3%	27.9%	63.0%	30.0%
失格発生率	70.2%	68.1%	51.4%	48.2%	32.5%	32.7%
平均失格者数	5.2	6.2	3.0	3.9	3.0	3.6

※対象：競争入札に付した予定価格が250万円超の建設工事（同期間内に契約したもの：紙入札を含む）

※平均失格者数：失格が発生した案件における失格者数の平均値

◆入札状況分析(1)

※()はH30.4~11



発注件数

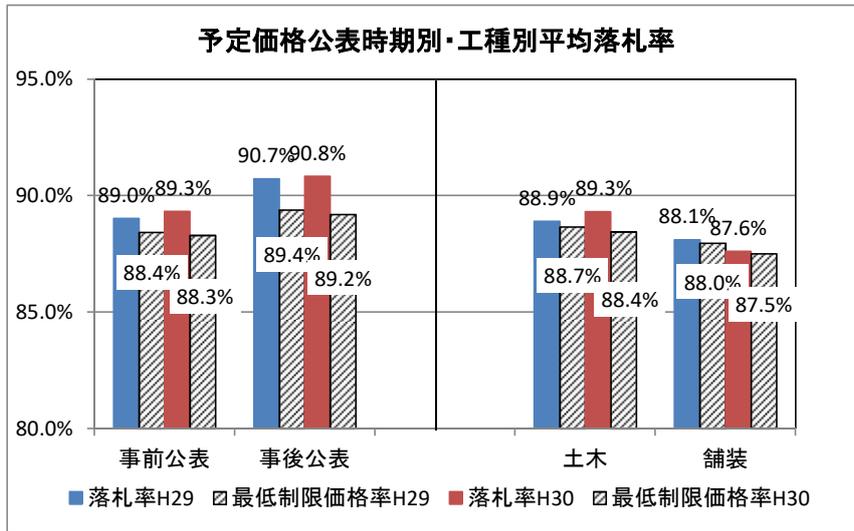
(H29) 1084件
↓ +111件(10.2%)
(H30) 1195件
(678)

落札率

(H29) 89.5%
↓ +0.2
(H30) 89.7%
(90.0)

最低制限価格率

(H29) 88.7%
↓ Δ0.2
(H30) 88.5%
(88.6)

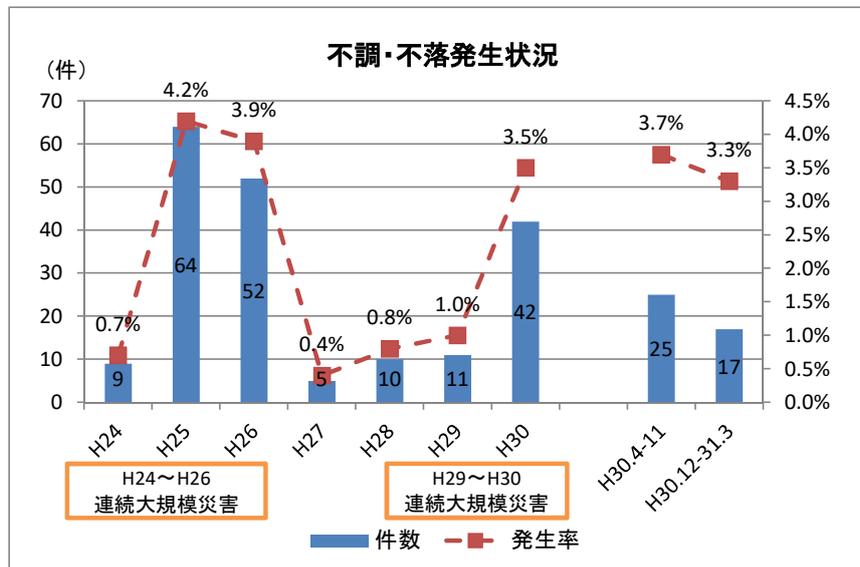


落札率(土木)

(H29) 88.9%
↓ +0.4
(H30) 89.3%
(89.5)

落札率(舗装)

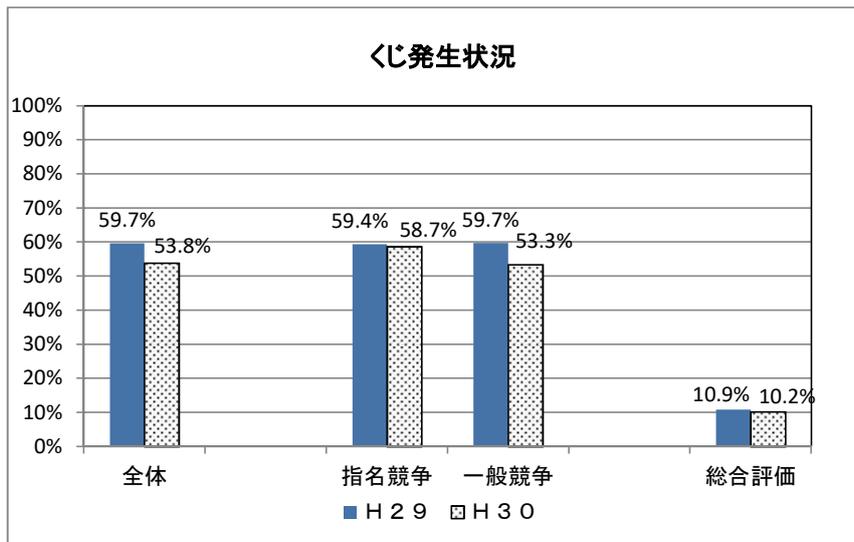
(H29) 88.1%
↓ Δ0.4
(H30) 87.6%
(87.6)



不調・不落状況

(H29) 11件, 1.0%
↓
(H30) 42件, 3.5%
(25件:3.7%)

◆入札状況分析(2)



くじ発生率

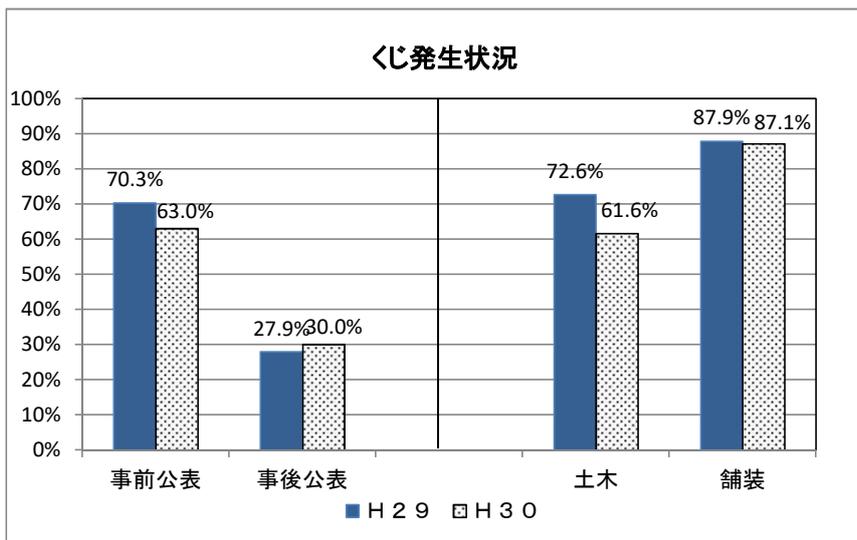
(H29) 59.7%
↓ Δ5.9
(H30) 53.8%
(50.6)

くじ発生率(総合評価)

(H29) 10.9%
↓ Δ0.7
(H30) 10.2%
(6.4)

総合評価

(H29) 118件, 10.9%
↓ +3.1
(H30) 167件, 14.0%
(109件, 16.1)



くじ発生率(土木一式)

(H29) 72.6%
↓ Δ11.0
(H30) 61.6%
(55.7)

くじ発生率(舗装)

(H29) 87.9%
↓ Δ0.8
(H30) 87.1%
(88.7)

《 考 察 》

- ・発注件数は前年比1割増加
- ・落札率はわずかに上昇したが、最低制限価格設定率はわずかに低下、11月末時点の速報値よりともに低下
- ・最低制限価格との差は依然として小さく、最低制限価格付近での競争が継続
- ・特に、土木一式工事、舗装工事では引き続き激しい競争
- ・不調・不落の発生状況が4年振りの水準に到達したが、年度末にかけわずかに改善
- ・くじ発生率は土木一式では約11ポイント低下したが、6割以上がくじで依然として高い発生率
- ・総合評価及び事後公表では低い傾向

**測量等業務委託に係る
最低制限価格の設定後の入札状況**

	H26.4～H26.11	H28.4～H29.3	H29.4～H30.3	H30.4～H31.3
	最低制限価格なし	最低制限価格あり	最低制限価格あり	最低制限価格あり
件数	719	871	772	725
平均落札率	82.0%	86.0%	86.5%	86.6%
平均最低制限価格率	—	77.8%	78.6%	78.6%
平均入札者数	9.2	9.4	9.4	9.1
くじ発生件数(発生率)	10(1.4%)	93(10.7%)	106(13.7%)	129(17.8%)
失格発生件数(発生率)	1(0.1%)	116(13.3%)	62(8.0%)	55(7.6%)
平均失格者数 (失格発生案件における、失格者数の平均)	1	2.1	1.8	1.7
備考	失格1件は予定価格超過	最低制限価格の引き上げ (H28.4.1～)	最低制限価格の引き上げ (H29.4.1～)	

※対象: 電子入札に付した全ての測量等業務委託案件

発注類型別一覧表

対象: 予定価格250万円超の競争入札に付した建設工事

営業所在地	類型番号	発注工事内容	件数					
			H25	H26	H27	H28	H29	H30
府内・府外	1	鋼橋やPC橋等の橋梁上部工や消化ガスタンク等の専門工事	19	20	14	11	9	12
	2	技術的難易度が高いトンネル工事	0	0	0	1	0	0
	3	法面処理等工事のうち特殊機械や専門技術を要するもの	27	25	21	12	9	7
	4	特殊機器(設計やシステム開発を伴うもの)の工場製作を含む設備工事及びその点検・修繕工事	114	116	95	110	82	96
	5	重要文化財建造物の保存修理工事のうち高度で特殊な技術を要するもの	18	16	13	20	22	27
	7	府内に施工できる企業がないか極めて少ない「個別」の工事	2	0	1	0	1	0
	8	WTO対象工事	2	1	1	1	3	1
小計			182	178	145	155	126	143
府内	9	施工可能な府内企業が少数であるが、府内企業のみに入札参加を認める工事	0	0	0	0	0	0
	空欄	従来の府内向け発注	1,348	1,151	1,092	1,042	958	1,052
合計			1,530	1,329	1,237	1,197	1,084	1,195
府内発注率			88.1%	86.6%	88.3%	87.1%	88.4%	88.0%

公契約大綱に係る元請下請関係適正化実施状況調査結果

1. 調査対象工事数

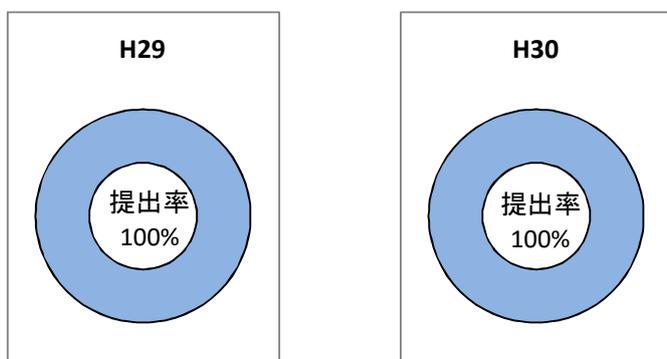
	H29	H30
対象全工事件数	1,581件	1,503件
うち下請契約をした工事件数	1,172件	1,099件

※各年度中に完成検査をした工事

2. 調査結果内訳

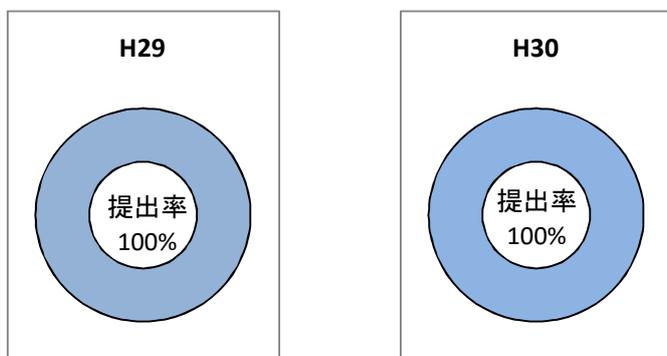
◇元下指針における遵守事項の実施状況について

(1) 施工体系図の提出状況 ※対象: 下請契約をした全ての工事



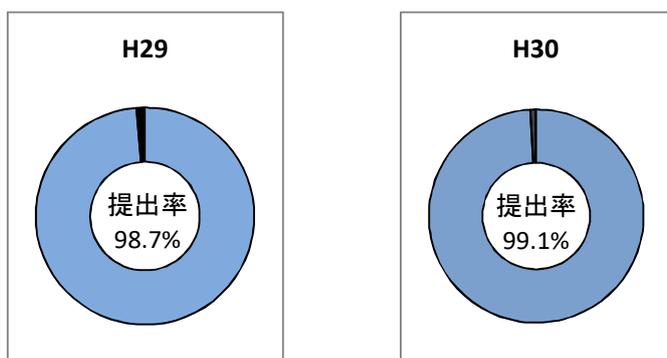
	H29	H30
提出対象件数	1,172	1,099
提出件数 (提出率)	1,172 (100%)	1,099 (100%)

(2) 下請契約書(写)の提出状況 ※対象: 全ての下請契約



	H29	H30
提出対象件数	4,417	4,187
提出件数 (提出率)	4,417 (100.0%)	4,187 (100%)

(3) 契約遵守窓ロステッカー提示状況 ※対象: 下請契約をした全ての工事



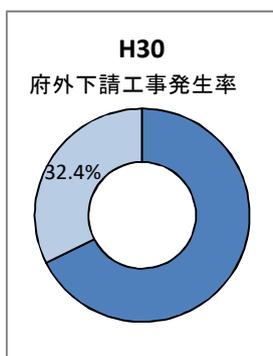
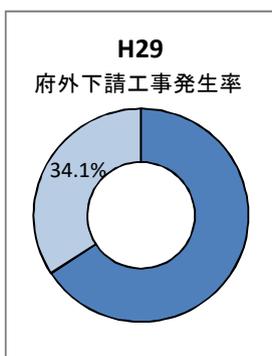
	H29	H30
提出対象件数	1,172	1,099
提出件数 (提出率)	1,157 (98.7%)	1,089 (99.1%)

(4) 所属におけるコンプライアンス対策の取組

各発注所属に入札コンプライアンス管理指導チームを設置し、接触制限に係る記録の確認、入札関係情報の管理状況等の点検・確認、検証を実施

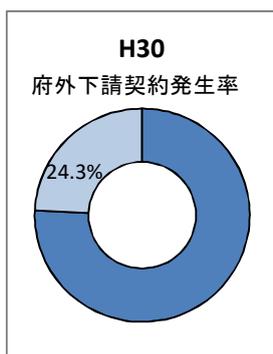
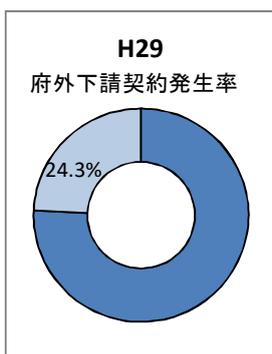
◇元下指針等における努力義務事項の実施状況について

(1) 府内企業への下請発注の徹底 ※対象: 下請契約をした全ての工事



	H29	H30
対象工事件数	1,172	1,099
府外下請発生工事件数 (発生率)	400 (34.1%)	356 (32.4%)

(2) 府内企業への下請発注の徹底 ※対象: 全ての下請契約



	H29	H30
対象の下請契約件数	4,417	4,187
府外下請契約件数 (発生率)	1,072 (24.3%)	1,017 (24.3%)

○府外企業への下請発注が発生した主な理由

- ・特殊な技術を有する府内企業がなかったため
- ・工程の都合上、府内業者を確保できなかったため

(3) 重層的な下請構造の改善 ※建築一式3次超、建築一式以外2次超

	H29	H30
重層下請発生件数	9件	3件

○重層下請が発生した主な理由

- ・下請企業のクレーン調達に困難となり、協力業者がクレーンの調達を行ったため(クレーン工事)
- ・下請企業が業務多忙となり、工期日程の遅延を回避するため(床版、壁高欄、地覆鉄筋工事)

3. (2) 入札契約制度等を取り巻く社会環境の変化について

○公契約大綱の策定と運用 P1

○働き方改革の加速と新担い手3法 P5

(参考)公契約大綱 P8

入札契約制度等を取り巻く社会環境の変化

◎これまでの社会的要請

- ①競争性と透明性の追求
- ②ダンピング排除と公共工事品質の確保
- ③徹底的な不正行為防止
- ④地域経済、地域社会の担い手としての建設企業の育成



公契約大綱策定(平成24年5月)とその運用

「公正な競争」

「地域経済への配慮」 のバランスがとれた入札契約制度

「安心・安全の確保」

①健全な競争環境を確保する取組

- (1)透明性、公平性、競争性を確保
- (2)コンプライアンス対策
- (3)ダンピング対策

②地域経済の発展と優良な企業の育成を促進する取組

- (1)府内企業への発注の徹底
- (2)技術と経営に優れ地域に貢献する優良な企業の評価
- (3)総合評価競争入札の活用
- (4)事業費の入札執行残分の有効活用
- (5)暴力団や不良不適格業者の排除
- (6)物品調達における府内中小企業の受注機会の増大

③下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働環境を確保する取組

- (1)元請下請関係の適正化
- (2)重層的な下請構造の改善

④事業活動における社会貢献を確保する取組

- (1)障害者雇用等に積極的な企業の評価
- (2)環境負荷の低減に積極的な企業の評価

□公契約大綱の取組の現状

項 目	具体的な取組	実施状況
①健全な競争環境を確保する取組		
(1) 透明性、公平性、競争性を確保する取組	<ul style="list-style-type: none"> ○一般競争入札を基本とし、予定価格1000万円未満の建設工事は原則指名競争入札 ○一般競争入札では参加可能業者数を原則30者以上となるよう要件を設定 ○指名競争入札では原則20者を指名し、指名理由を公表 ○入札事務を発注組織から分離(入札課の設置) ○公契約の適正化、入札契約制度の運用管理の一元化を段階的に実施 ○建設工事における電子入札の全面实施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施中 ・物品調達電子入札を、役務にも拡大
(2) コンプライアンス対策の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○情報漏洩の未然防止の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・行動指針を定め、発注担当職員と事業者等の接触を制限 ・発注担当職員以外の入札情報へのアクセスを制限 ・決裁ルートは必要最小限の範囲で設定 ・最低制限価格の算定において補正係数を導入 ・外部からの問い合わせ内容について記録し、所属長への報告を義務化 ・非公開情報の不正な聞き出し等については公表し、当事者を指名停止 ・電話録音機の導入 ○組織的な管理運営を行い、高いコンプライアンス意識を醸成 <ul style="list-style-type: none"> ・各発注所属に入札コンプライアンス管理指導チームを設置し、取組の実施状況を点検、職員への指導を徹底 ・各部署に入札コンプライアンス管理指導者(発注に係る決裁に関わらない者から選任)を設置 ・高いコンプライアンス意識を持った組織づくり(職員指導、階層別入札契約担当者向け研修、相談員や内部通報制度の活用) ○不正事案に対する厳罰化(ペナルティ強化) <ul style="list-style-type: none"> ・贈賄、談合及び非公開情報の不正な聞き出し等に対して、指名停止期間を大幅に延長し運用 ・懲戒処分の対象となる行為の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ・「建設工事等の発注事務等に関する京都府発注担当者行動指針」及び「建設工事等の入札情報に関する問い合わせ等に係る取扱要領」策定(H24.9) ・以後、発注機関に対し、四半期ごとに取組状況調査を実施 ・毎年、発注担当職員や工事関係者向け研修を実施 H30年度: 延べ17回約1,300人参加 ・不正な聞き出し等の事例なし ・電話録音機は日常的に発注業務を行う土木事務所に導入
(3) ダンピング対策の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○公募型プロポーザル方式や公募型コンペ方式を活用 ○最新の中央公契連のモデル式に現場状況を反映させた最低制限価格(調査基準価格)の計算式を設定 ○建設工事の積算内訳書チェックの厳格化 ○建設工事の一部で予定価格事後公表を試行 ○低入札調査基準価格を下回った場合の厳格な調査の実施 ○測量等業務委託への最低制限価格の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・中央公契連のモデル式変更に合わせて、最低制限価格等を見直し(4回) ・H24.9から予定価格事後公表を試行し、H26、H29に対象を拡大 H30年度事後公表割合: 件数ベース約3割、金額ベース約7割 ・H24.9から低入札調査において厳格な調査を行う「低入札価格調査制度の検証」工事を試行 H30年度低入札契約: 4件 ・H26.12から測量等業務委託に最低制限価格を設定 ・建設工事の平均落札率 H23年度: 84.3%⇒H30年度: 89.7% ・測量等業務の平均落札率 H26.11まで: 82.0%⇒H30年度: 86.6%

□公契約大綱の取組の現状

項 目	具体的な取組	実施状況
②地域経済の発展と優良な企業の育成を促進する取組		
(1) 府内企業への発注の徹底	<p>○施工可能な業者が府内にない又は極めて少数の場合を除き原則として、府内企業への発注を徹底し、例外的に府外企業の参加を認める工事は別途第三者委員会にて報告・意見聴取し、公表</p> <p>・WTO案件や特殊・専門工事で施工可能な業者が府内にない又は極めて少数なことが客観的に明確なもの(第三者委員会で該当工事の種類を事前に審査)は、実施状況を第三者委員会へ報告</p> <p>・上記以外で府外企業の参加を認める場合は、第三者委員会で意見聴取</p> <p>○下請負先を府内企業とするよう要請し、府内企業の下請比率に応じた工事成績評価を実施</p> <p>○府外企業を下請負とする場合は理由書を徴取</p>	<p>・継続して実施中</p> <p>・府外企業が落札した案件比率: H23年度:10.2% ⇒H30年度:8.7%</p> <p>・元下指針策定</p> <p>・府外下請件数比率 H30年度:24.3%</p>
(2) 技術と経営に優れ地域に貢献する優良な企業の評価	<p>○建設企業の格付けにおける主観点での加点</p> <p>○優良な企業にインセンティブが働く等級区分及び発注標準を設定</p> <p>○特に府民生活に身近な工事については、地域に精通した企業を対象とした入札を試行</p>	<p>・継続して実施中</p> <p>・管内発注件数(府民公募・災害等) H30年度:169件</p>
(3) 総合評価競争入札の活用	<p>○地域貢献の評価項目を充実し、評価点を細分化</p> <p>○災害対応等で地域貢献する企業を優先する入札方式を試行</p>	<p>・土木事務所と災害協定を結んだ業者を優先する「地域貢献優先型」を継続して実施 H30年度:51件 うち、優先業者の落札49件</p>
(4) 事業費の入札執行分の有効活用	<p>○建設工事の事業費について、入札執行残分を地域事業に還元</p>	<p>・継続して、入札執行残額を残工事に充当</p>
(5) 暴力団や不良不適格業者の排除	<p>○下請負契約等も対象として、公契約から暴力団排除を徹底</p> <p>○立入調査、現場点検の厳格な実施により、不良不適格業者を排除</p>	<p>・元下間の契約においても、誓約書の徴取を義務化(H26.10から)</p>
(6) 物品調達における府内中小企業の受注機会の増大	<p>○中小企業官公需特定品目の調達において、府内中小企業に限定した入札を実施(H26.10追加)</p>	<p>・H27.1から事務用品、繊維製品、家具などで府内中小企業限定入札を実施 H30年度:23件</p>

□公契約大綱の取組の現状

項 目	具体的な取組	実施状況
③下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働環境を確保する取組		
(1) 元請下請関係の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○労働関係法令等の遵守を契約(下請契約を含む)に明記 ○「京都府が発注する建設工事に係る元請・下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針」(元下指針)を制定(H24.8)、遵守を契約で義務化 ・契約遵守窓口の開設 ・すべての工事で施工体系図と下請契約書写しを徴求 ・正当な理由なく府の指示に従わない場合は、契約解除、指名停止等の措置 ・関係機関(関係法令の処分権限者)との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、発注担当職員や工事関係者向け研修を実施 H30年度:延べ17回約1,300人参加 ・発注機関に対し、四半期ごとに元下指針の履行状況確認等調査を実施
(2) 重層的な下請構造の改善	<ul style="list-style-type: none"> ○特殊・専門工事を除き、重層下請の原則禁止(下請次数制限の導入…建築一式:3次、それ以外:2次) ・例外的に重層化する場合は理由書及び労働者の賃金水準や下請けの内容が適正であることが分かる書類を徴求 	<ul style="list-style-type: none"> ・重層下請件数 H30年度:3件
④事業活動における社会貢献を確保する取組		
(1) 障害者雇用等に積極的な企業の評価	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用、消防団への協力、ワーク・ライフ・バランスへの取組など地域貢献活動を行う企業から物品を優先調達 ○建設企業の格付けにおける主観点での評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施中 H30:28件
(2) 環境負荷の低減に積極的な企業の評価	<ul style="list-style-type: none"> ○グリーン入札(環境配慮企業からの物品の優先調達)の推進 ○建設企業の格付けにおける主観点での評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施中 H30:92件

入札契約制度等を取り巻く社会環境の変化

◎建設業における働き方改革の加速と

新担い手3法による新たな社会的要請

①働き方改革の推進

- ・長時間労働の是正（総労働時間の縮減）
→工期の適正化、施工時期の平準化、適正な金額・工期での下請契約締結の促進
- ・現場の処遇改善
→社会保険への加入、労務費の現金払いなど適正な賃金支払の配慮

②災害時の緊急対応強化

- ・緊急性に応じた入札契約方式の適切な選択
→随意契約、指名競争入札の活用

③生産性向上への取組

- ・電子通信技術の活用の促進
→促進のためのインセンティブ付与



公契約大綱の理念を踏まえ、
府が発注者として取り組む内容の具体化が必要

◎今後の対応

- ・公契約大綱に基づく取組を引き続き着実に推進
- ・新担い手3法等については、国の動向を注視・把握の上、府の入札契約制度における対応を検討

新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について

平成26年に、公共工物品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～ <議員立法※>

○発注者の責務

- ・適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）
- ・施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等）
- ・適切な設計変更
（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）

○受注者（下請含む）の責務

- ・適正な請負代金・工期での下請契約締結

働き方改革の推進

○工期の適正化

- ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止
（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）
- ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>

○現場の処遇改善

- ・社会保険の加入を許可要件化
- ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

○発注者・受注者の責務

- ・情報通信技術の活用等による
生産性向上

生産性向上への取組

○技術者に関する規制の合理化

- ・監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
- ・主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要

○発注者の責務

- ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
- ・災害協定の締結、発注者間の連携
- ・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

○災害時における建設業者団体の責務の追加

- ・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化

○持続可能な事業環境の確保

- ・経営管理責任者に関する規制を合理化
- ・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

○調査・設計の品質確保

- ・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ <政府提出法案>

新・担い手3法において拡充された主な取組

～入札・契約関係～

	品確法(平成17年法律第18号) 〔 公共工事の品質確保 の促進に関する法律 〕 改正法公布、施行 令和元年6月14日	建設業法(昭和24年法律第100号) 改正法公布 令和元年6月12日	入契法(平成12年法律第127号) 〔 公共工事の入札及び契約の 適正化の促進に関する法律 〕 改正法公布 令和元年6月12日
目的 (改正なし)	公共工事の品質確保に関する基本理念、国等の責務、基本方針の策定等その担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与	建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与	公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに、情報の公表、不正行為等に対する措置、適正な金額での契約の締結等のための措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、併せて適正化指針の策定等により、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図る
対象	・公共工事に関する測量・調査・設計業務を追加		
基本理念	<p>(品確法のみ)</p> <p>公共工事の品質は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地盤の状況等工事に必要な情報が的確に把握され、適切な技術が活用されること ・災害応急対策、災害復旧工事等が迅速、円滑に実施される体制が整備されること ・下請契約を含め適正な請負代金額・工期による公正な契約を締結し、公共工事に従事する者の労働環境の適正な整備に配慮されること <p>などにより、確保されなければならない。</p>		
改正内容 (拡充された取組等)	<p>働き方改革</p> <p>＜発注者＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎休日、準備期間等を考慮した適正な工期設定 ◎適切な設計変更(請負代金、工期) ◎施工時期の平準化に必要な措置(債務負担行為、繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定等) <p>＜受注者＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎適正な請負代金、工期での下請契約 ●技能労働者等の労働時間等労働環境の改善 	<p>《受発注者》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎著しく短い工期による請負契約の締結禁止 ※中央建設業審議会が工期の基準を作成 ◎工事を施工しない日等を契約書に記載 ◎工期、請負代金に影響を及ぼす事象の情報提供 <p>＜受注者＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ●下請代金のうち、労務費相当部分の現金支払いへの配慮 	<p>＜発注者＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎受注者が著しく短い工期で下請契約を締結した疑いがあるときは許可権者に通知 ●適正化指針における必要な工期の確保と施工時期の平準化方策の規定
対応強化の等	<p>＜発注者＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎労災保険料等を的確に反映した予定価格の設定 ●災害等通常の積算では対応困難など時の見積徴収の活用 ●緊急性に応じた随契、指名競争等の適切な選択 ●建設業団体との災害協定締結、他の発注者との連携 ●公共工事目的物の適切な点検、診断、維持、修繕等の実施 	<p>＜受注者＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害発生時の建設業団体による建設業者と関係機関との連絡調整等 ●工事を適正に実施するための技術力等の向上 	
生産性向上	<p>《受発注者》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●情報通信技術の活用による検査・評価の実施、公共工事等の施工の効率化 		

◎：義務規定 ●：努力規定

公契約大綱

はじめに

京都府は、公契約の発注者としての立場から、「公正な競争」、「地域経済への配慮」、「安心・安全の確保」のバランスがとれた入札契約制度を構築し、公共調達に求められる社会的要請に応じていく必要があります。

この公契約大綱は、そうした観点に立ち、公契約の基本理念とともに、発注者として主体的に取り組む具体的な内容を、府民の皆さんに分かりやすく示すものです。

これまでの京都府における入札制度改革の経緯を踏まえ、建設工事を中心として、具体的な取組を取りまとめました。

今後、社会経済情勢に即応して、柔軟に、かつ、迅速に見直していくこととしています。

(注)この大綱において「公契約」とは、京都府の代金支払いの原因となる府が締結する契約とします。

I 目 的

この大綱に基づき、公契約の適正化を進めることにより、公契約に対する府民の信頼を確保し、府民福祉の増進及び地域経済の健全な発展に寄与します。

II 基本方針

公正な競争の下で公共調達を行い、地域経済の活性化や府民の安心・安全の確保を実現するため、次の事項を公契約の基本とします。

- ◇公正な競争並びに品質及び価格の適正の確保
- ◇入札及び契約の過程における透明性及びコンプライアンスの確保
- ◇談合その他の不正行為の排除
- ◇地域における雇用及び地域経済に与える効果への配慮
- ◇災害発生時における初期対応など地域の安心・安全の確保
- ◇技術と経営に優れ地域に貢献する優良な企業の評価
- ◇公契約からの暴力団排除の徹底
- ◇建設工事の技術力、施工能力を有しない不良不適格業者の排除
- ◇事業活動における社会貢献の促進

III 府が取り組むべき内容

上記IIの基本方針に基づいて、公契約の適正化を図るため次の取組を進めます。
なお、具体的な取組は別紙のとおりです。

1 健全な競争環境の確保

- ◆一般競争入札を基本に公正で透明な入札を実施します。
- ◆情報の漏えい防止など万全のコンプライアンス対策を実施します。
- ◆談合その他の不正行為を厳しく排除します。
- ◆最低制限価格算定基準の適切な見直しなどにより、行き過ぎた低価格競争（ダンプینگ）への対応を強化します。

2 地域経済の発展と優良な企業の育成の促進

- ◆府内企業（府内に本店を置く企業）への発注を原則とします。例外的に府外企業に入札参加を認める場合は、その理由について説明責任を果たします。
- ◆技術と経営に優れ地域に貢献する優良な企業を評価し、育成します。
- ◆災害対応などで地域の安心・安全に貢献する企業を優先する入札方式を実施します。
- ◆入札執行残分を地域の事業に還元します。
- ◆京都府暴力団排除条例に基づき公契約から暴力団排除を徹底します。
- ◆建設工事の入札参加資格審査から工事完成までのプロセスにおいて、不良不適格業者を排除します。
- ◆物品調達において、府内中小企業（府内に本店又は営業所等を置く中小企業）の振興に資するため、受注機会の増大を図ります。

3 下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働環境の確保

- ◆労働関係法令等の遵守を徹底します。
- ◆元請下請関係の適正化を推進するとともに、実効性を確保するための措置を講じます。
- ◆重層的な下請構造を改善します。

4 事業活動における社会貢献の確保

- ◆障害者雇用など社会貢献に積極的な企業を評価します。
- ◆環境負荷の低減に積極的な企業を評価します。

IV 公契約の相手方に求める内容

上記Ⅱの基本方針を踏まえ、関係法令の遵守の下で、公正な競争及び契約の誠実な履行を行うとともに、次の事項について重点的に取り組むよう求めます。

1 下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働環境の確保

- ◆労働関係法令等の遵守の徹底を求めます。
- ◆元請下請関係適正化指針の遵守を求めます。
 - ・施工体系図等の提出及び再下請負人等への指導の徹底
 - ・不適正事案における調査への協力
 - ・下請重層化の抑制

2 事業活動における社会貢献の実施

- ◆障害者の雇用促進及び障害者等が働きやすい職場環境づくりを求めます。
- ◆防災等の地域の安心・安全活動への参加と協働を求めます。
- ◆事業活動に伴う環境負荷の低減を求めます。

V 評価・検証による改善

本大綱の取組については、第三者委員会による評価・検証を行いながら、PDCAサイクルを実施し、社会経済情勢に応じ、柔軟に、かつ、迅速に見直しを行っていくこととします。

【別紙】

1 健全な競争環境を確保する取組

(1) 透明性、公平性、競争性を確保する取組

- 一般競争入札を基本とし、予定価格1,000万円未満の建設工事は、原則指名競争入札とする。
- 建設工事の一般競争入札では、応札可能者数が概ね30者以上となるよう入札参加資格要件を定める。
- 建設工事の指名競争入札では、概ね20者を指名し、指名理由を公表する。
- 入札事務を発注組織から分離するとともに、公契約の適正化、入札契約制度の運用管理の一元化を段階的に実施する。
- 建設工事について電子入札を全面的に実施する。

(2) コンプライアンス対策の取組

- 情報漏えいの未然防止のための取組を行う。
 - ・「建設工事等の発注事務等に関する京都府発注担当職員行動指針」を定め、発注担当職員と事業者等との接触を制限する。（業務上必要な場合を除き接触を禁止、業務上必要な場合も決められた場所以外での接触を禁止、業務上の打合せ等は原則複数職員で対応し記録）
 - ・発注担当職員以外の入札情報（設計額、予定価格等）へのアクセスを制限する。
 - ・決裁ルートを必要最小限とする。
 - ・最低制限価格の算定において補正係数を導入する。
 - ・「建設工事等の入札情報に関する問い合わせ等に係る取扱要綱」を定め、問い合わせ内容について記録し、所属長への報告を義務付ける。（非公開情報の不正な聞き出し等は入札コンプライアンス管理指導者に報告）
 - ・非公開情報の不正な聞き出し等については公表し、当事者を指名停止措置とする。
 - ・電話録音機を導入する。
- 組織的な管理運営を行い、高いコンプライアンス意識を醸成する。
 - ・建設工事の各発注所属に入札コンプライアンス管理指導チームを設置し、接触制限などの取組の実施状況を点検し、職員指導を徹底する。
 - ・各部局に入札コンプライアンス管理指導者（発注に係る決裁に関わらない者から選任）を設置する。
 - ・高いコンプライアンス意識を持った組織づくりを行う。（管理指導チームによる職員指導、階層別入札契約担当者向けの研修実施、コンプライアンス相談員や内部通報制度の活用）
- 不正事案に対する厳罰化（ペナルティ強化）を図る。
 - ・贈賄、談合及び非公開情報の不正な聞き出し等に対しては、指名停止期間を大幅に延長する。（最大36箇月）
 - ・懲戒処分の対象となる行為を明確化する。

(3) ダンピング対策の取組

- 公募型プロポーザル方式や公募型コンペ方式を活用する。
- 最新の中央公共工事契約制度運用連絡協議会の価格算定モデル式に現場状況を反映させた最低制限価格算定基準を採用する。
- 建設工事の積算内訳書チェックを厳格化する。
- 建設工事の一部で予定価格の事後公表を試行する。
- 建設工事の低入札価格調査制度を検証し、見直す。
 - ・低入札調査基準価格を下回った場合は、厳格な調査を実施し、その結果を踏まえ制度の見直しを検討する。
- 測量等業務委託について、国の算定式に準じた最低制限価格を設定する。

2 地域経済の発展と優良な企業の育成を促進する取組

(1) 府内企業への発注の徹底

- 地域経済に配慮し、施工できる企業が府内にないか、極めて少数の場合を除き、原則として府内企業に発注する運用を徹底する。例外的に府外企業の入札参加を認める工事は、別途第三者委員会でチェックし公表する。
 - ・WTO案件や特殊・専門工事で施工できる企業が府内に無いか、極めて少数なことが客観的に明確なもの（第三者委員会で該当工事の類型を事前に審査）については、実施状況を第三者委員会へ報告する。
 - ・上記以外で、府外企業の参加を認めようとする場合は、第三者委員会で審査する。
- 下請負先を府内企業とするよう要請し、府内企業の下請比率に応じた工事成績評価を実施する。
- 府外企業への下請負については、理由書を徴取する。

(2) 技術と経営に優れ地域に貢献する優良な企業の評価

- 建設企業の格付けにおける主観点で加点する。
- 優良な企業にインセンティブが働く等級区分及び発注標準を設定する。
- 特に府民生活に身近な工事については、地域に精通した企業による入札を試行する。（応札可能者数が不足する場合は上位ランク企業を参加可能にし競争性を確保）

(3) 総合評価競争入札の活用

- 地域貢献の評価項目を充実し、評価点を細分化する。
- 災害対応等で地域貢献する企業を優先する入札方式を試行する。

(4) 事業費の入札執行残分の有効活用

- 建設工事の事業費について入札執行残分を地域の事業に還元する。

(5) 暴力団や不良不適格業者の排除

- 下請負契約等も対象として、公契約から暴力団排除を徹底する。
- 立入調査や現場点検などの厳格な実施により、不良不適格業者を排除する。

(6) 物品調達における府内中小企業の受注機会の増大

- 物品のうち、官公需法に基づく中小企業官公需特定品目の調達において、経済性を考慮した上で、府内中小企業に限定した入札を実施する。

3 下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働環境を確保する取組

(1) 元請下請関係の適正化

- 労働関係法令等の遵守を契約（下請契約を含む）に明記する。
- 「京都府が発注する建設工事に係る元請下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針」を定め、その遵守を契約で義務化する。
 - ・発注所属毎に契約遵守窓口を開設する。
 - ・全ての工事で施工体系図と下請契約書の写しの提出を求める。
 - ・正当な理由なく府の指示に従わない場合は、契約の解除、指名停止等の措置を講じる。
 - ・関係機関（関係法令の処分権限者）との連携を強化する。

(2) 重層的な下請構造の改善

- 特殊で専門的な工事を除き、下請負は、土木工事で2次まで、建築工事で3次までとすることを義務化する。
 - ・重層化する場合は、理由書及び労働者の賃金水準や下請けの内容が適正であることが分かる書類の提出を求め、法令遵守の徹底を図る。

4 事業活動における社会貢献を確保する取組

(1) 障害者雇用等に積極的な企業の評価

- 障害者雇用、消防団への協力、ワーク・ライフ・バランスへの取組など地域貢献を行う企業から物品を優先調達する。
- 建設企業の格付けにおける主観点で加点する。

(2) 環境負荷の低減に積極的な企業の評価

- グリーン入札（環境配慮企業からの物品の優先調達）を推進する。
- 建設企業の格付けにおける主観点で加点する。